

北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託企画提案競技実施要領

北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託

2 委託業務内容

別添の「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。

北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」創出のための施策を検討する上で、有益な調査や分析方法等のほか、応募者が有する知見やノウハウなどを生かした提案を積極的に行うこと。

3 委託期間

契約日から令和9年3月23日（火）までとする。

4 契約限度額

6,937,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（7）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6）告示日以前の10年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること（類似業務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。）

(7) 本企画提案競技に複数の事業者で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記（1）から（5）の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が前記（6）の要件を満たしていること。

ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年2月12日(木)	公募開始（ホームページの公開）
令和8年2月17日(火) 15時必着	質問受付期限
令和8年2月20日(金) 17時までに掲載	質問回答（ホームページへの掲載）
令和8年2月24日(火) 17時必着	企画提案競技参加申込書提出期限
令和8年2月26日(木) 12時必着	企画提案書等提出期限
令和8年3月 2日(月)	プレゼンテーション審査
令和8年3月上旬	契約先候補者決定

7 質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

（1）質問方法

【様式第1号】「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託企画提案競技質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

メールの件名：質問書提出_北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託

メール送り先：a3760-09@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 あて

（2）回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

（3）受付期限等

受付期限：令和8年2月17日（火）15時必着

回答掲載：令和8年2月20日（金）17時までにホームページ掲載

8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、【様式第2号】「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託企画提案競技参加申込書」を提出する。

なお、本申込書は押印不要とする。

（1）提出期限

令和8年2月24日（火）17時必着

（2）提出方法

電子メールとする。

メールの件名：企画提案競技参加申込_北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託

メール送り先：a3760-09@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 あて

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年2月26日（木）12時必着

(2) 提出方法

ア 提出書類 電子データー式

※ 提出書類は、以下の「(4) 提出書類」とする。

(3) 提出方法

電子メールとする。

メールの件名：企画提案書等の提出_北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託

メール送り先：a3760-09@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 あて

(4) 提出書類

ア 企画提案書 **様式第3号**

様式第3号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。

※「9(5)企画提案の内容について」参照

イ 業務工程表 **様式自由**

仕様書の各業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。

ウ 業務実施体制調書 **様式第4号**

本業務委託を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）や、再委託する業務の内容及び範囲を示すこと。

エ 業務実績調書 **様式第5号**

「5 参加資格 (6) 告示日以前の10年間において、国、地方公共団体、民間企業等から類似業務を元請けとして受託し、履行した実績を有すること（類似業務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。）」の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務に関係が深い実績を優先的に、5項目を限度に記載すること。

オ 見積書 **様式第6号**

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。併せて、仕様書「4 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

力 会社概要書 **様式第7号**

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

※ 「ウ 業務実施体制調書」で添付した再委託の予定事業者のパンフレットを除く。

キ 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書 **様式第8号**

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

※ 複数の事業者により参加する場合は、「力 会社概要書」、「キ 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書」についてはすべての構成員が提出すること。

(5) 企画提案の内容について

ア 様式

(4) アの企画提案書に添付する書類は任意とする。

ただし、企画提案書に添付する書類は、A4版片面で作成し、ページ数は写真、画像も含め20ページ以内とすること。

イ 記載内容

仕様書等に基づいて作成すること。

なお、仕様書に記載されている各業務内容について、それぞれ具体的に提案を記載すること。

(6) 資料の閲覧について

ア 閲覧図書 北部地域産業振興機能等調査検討業務報告書（令和4年度）

北部地域産業振興施設等調査検討業務報告書（令和5年度）

北部地域振興交流拠点のうち産業振興施策及び施設に係る運営手法等の調査検討業務報告書（令和6年度）

北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務報告書（令和7年度）

※ 資料の閲覧期間は、当該業務の業務委託期間内のため、「北部地域振興交流拠点における産業振興施設の配置等調査検討業務報告書（令和7年度）」は暫定版である場合がある。

イ 閲覧場所 埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当 執務室

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎4階）

ウ 閲覧期間 令和8年2月13日（金） 9時から

令和8年2月24日（火） 12時まで

エ 閲覧方法 閲覧時間は原則1時間以内とし、担当者に閲覧日前日までに予約をとること。他者の予約等により閲覧時間が確保できない場合は、閲覧をすることができない場合がある。

閲覧を希望する場合は閲覧前に「**閲覧に関する誓約書**」**様式第9号**に署名の上、提出すること。

閲覧においてカメラの使用は認めるが、コピーの使用は認めない。

(7) その他

ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

- イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補者の決定方法

(1) 審査方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

(2) プrezentation審査

ア 開催日時・場所

〈日時〉 令和8年3月2日（月）

〈場所〉 埼玉県庁周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

※ 原則、対面での開催を予定しているが、オンラインで開催する等、開催方法を変更する可能性がある。なお、その場合は詳細が決まり次第連絡する。

イ プrezentation等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり10分程度とする。

ウ 出席者

1者につき3名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の実務担当者とする。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みを可能とする。

(3) 審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は次のとおりとする。

区分	審査項目	No.	評価項目	評価基準	評価区分	配点
経験・能力、業務の実施体制	業務実績調書 業務実施体制調書、業務工程表、会社概要書、	1	組織としての受注実績	類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか。 (類似業務とは、「産業振興施設の構築・運営、産業振興に関する調査・分析業務」をいう。)	基礎点	5点
		2	組織体制	業務を運営管理する体制は適切か。	基礎点	5点
		3	業務遂行における人員体制と役割	業務責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか。	基礎点	10点
		4	具体的で実効性のあるスケジュールの提案	業務量及び業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程であるか。	基礎点	10点
企画提案内容	企画提案書	5	本業務の目的や背景及び位置づけの理解	本業務の背景や目的の記載があり、調達仕様書の記載と整合していること。	基礎点	5点
		6	「食と農のイノベーション拠点」ステークホルダーへのニーズ調査	ヒアリング対象の選定基準、想定ヒアリング件数及びヒアリングの観点を、業務目的・課題との関係が分かれるよう具体的に示しているか。	基礎点	10点
				ヒアリングで確認するべき内容や仮説及び想定するヒアリング先企業等を具体的に整理できているか。	加点	10点
				アポイント取得や日程調整、実施体制など、想定される実施上の制約と対応策を示し、計画どおりの実施可能性が担保されているか。	加点	10点
		7	他のインキュベーション施設入居者へのアンケート調査	必要な回答サンプルを確保できる配布・回収計画(調査企業数、想定回収数、回収手段等)を具体的に示しているか。	基礎点	10点
		8	ユーザーごとに必要な施策等の提案	ヒアリング調査及びアンケート調査の結果を用いて、ユーザーごとのニーズや課題を整理及び分析し、施策案及び利用シナリオを提案する手順(検討プロセス等)を具体的に整理できているか。	基礎点	15点
				施策案や利用シナリオを検討するための整理・検討の仕方(ユーザーの分類、ユーザーの要望に応える施策案のまとめ方等)を具体的に示しているか。	加点	10点
		9	北部地域産業振興施設検討のためのサポート業務	類似の産業振興施設等に関する知見の内容及び施設の利用シナリオ・機能等に関する助言の進め方(本業務の背景及び課題から想定する論点、助言の観点、提供方法等)を具体的に示しているか。	基礎点	15点
		10	独自の提案、有益な提案の有無	本業務の効果を促進させるための独自の提案、もしくは有益な提案が積極的になされているか。	基礎点	10点
		11	経費の妥当性	経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか。	基礎点	10点
その他	見積書	12	本店又は主体となる支店営業所等の所在	県内に本店又は契約の主体となる支店営業所等を置く企業であるか。	基礎点	5点
			合計			140点

(5) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和8年3月上旬に電子メールで通知する。

1.1 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合

- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.2 契約の相手方の決定方法等

- (1) 業務内容に関する細目事項について、候補者と県の間で協議の上、別添「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託契約書(案)」により業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容等により仕様書の一部を変更することがある。
- (2) 候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、「5 参加資格」を満たさなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が2番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。
- (4) 契約締結までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

1.3 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

1.4 契約保証金等について

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本企画提案競技に係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.5 問い合わせ先

埼玉県 産業労働部 産業拠点整備推進担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎4階)

電 話：048-830-3742

電子メール：a3760-09@pref.saitama.lg.jp